

奨学資金借用証書（入学一時金）

租税特別措置法
第91条の3第2項の
規定の適用により
印紙税非課税

金額		百	十	万	千	百	十	円
	¥	2	4	0	0	0	0	0

茨城県奨学生として上記の金額を借用いたしました。

については、茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に従い、別記奨学資金返還計画書のとおり滞りなく返還いたします。

令和 年 月 日

ふりがな
本 人 氏 名 印
住 所
電話番号 ()

ふりがな
連帯保証人 氏 名 印
住 所

ふりがな
保 証 人 氏 名 印
住 所

茨城県教育委員会教育長 殿

特約事項

（一時償還）

第1条 奨学資金の貸与を受けた者（以下「乙」という。）は、茨城県教育委員会教育長（以下「甲」という。）が、次の各号の一に該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限（半年賦又は年賦払の場合の各支払期限を含む。）の到来前であつても、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙が奨学資金の貸与を受けるに際し、又はその貸与を受けた後當該奨学資金の全額を返還するまでの間において、甲に対して虚偽の申し出又は報告をし、若しくは故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (2) 乙が茨城県奨学資金貸与条例及び同条例施行規則その他の関係規程に基づく義務の履行を怠ったとき。
- (3) 前各号のほか、甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（弁済の充当）

第2条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

第3条 乙並びに乙の連帯保証人及び保証人は、当該奨学資金に関する訴訟につき、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

（注意事項）

- 1 借用金額は貸与総額と一致し、金額の頭首には¥を付すこと。
- 2 本人、連帯保証人及び保証人は、それぞれ署名の上、押印すること。
- 3 連帯保証人及び保証人の印は、印鑑登録してあるものを用い、印鑑登録証明書を添付すること。